

# 福島県新型インフルエンザ対策相双地域本部運営要綱

## 第1 本要綱の目的

本要綱は、福島県新型インフルエンザ対策本部設置要綱（以下「本部要綱」という。）第9条に基づき、本部要綱第7条に基づいて設置される相双地方振興局管内における新型インフルエンザ対策地域本部の組織や運営等について定めるものとする。

## 第2 地域本部の名称

本部要綱第7条に基づき設置される、相双地方振興局管内における新型インフルエンザ対策地域本部の名称は「福島県新型インフルエンザ対策相双地域本部」（以下「相双地域本部」という。）とする。

## 第3 相双地域本部の組織

- 1 本部要綱第8条第1項に基づき、相双地方振興局長を相双地域本部の長とする。
- 2 本部要綱第8条第3項に基づき、相双地方振興局長次長及び相双保健福祉事務所長を相双地域本部の副本部長とする。
- 3 本部要綱第8条第4項に基づき、相双地方振興局企画商工部長、相双地方振興局県税部長、相双地方振興局県民環境部長、相双地方振興局出納室長、相双農林事務所長、相双家畜保健衛生所長、相双建設事務所長、相馬港湾建設事務所長、相双教育事務所長、南相馬警察署長、富岡警察署長、浪江警察署長及び相馬警察署長をもって相双地域本部員とする。
- 4 相双地域副本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、随時適当と認める者を相双地域本部員として任命することができる。
- 5 相双地域本部の組織は別表1のとおりとする。

## 第4 相双地域本部の事務

- 1 相双地域本部は、相双地方振興局管内における新型インフルエンザに関する情報の収集・整理と各相双地域本部員間の共有を図るとともに、各出先機関や各市町村等が実施する新型インフルエンザ対策について相互の連携調整を行う。
- 2 別表1に掲げる各班は、別表2に掲げる分掌事務及び福島県行政組織規則（昭和53年3月31日福島県規則第9号）別表第1に定める分掌事務にかかる新型インフルエンザに関する情報の調査及びその対策を行う。

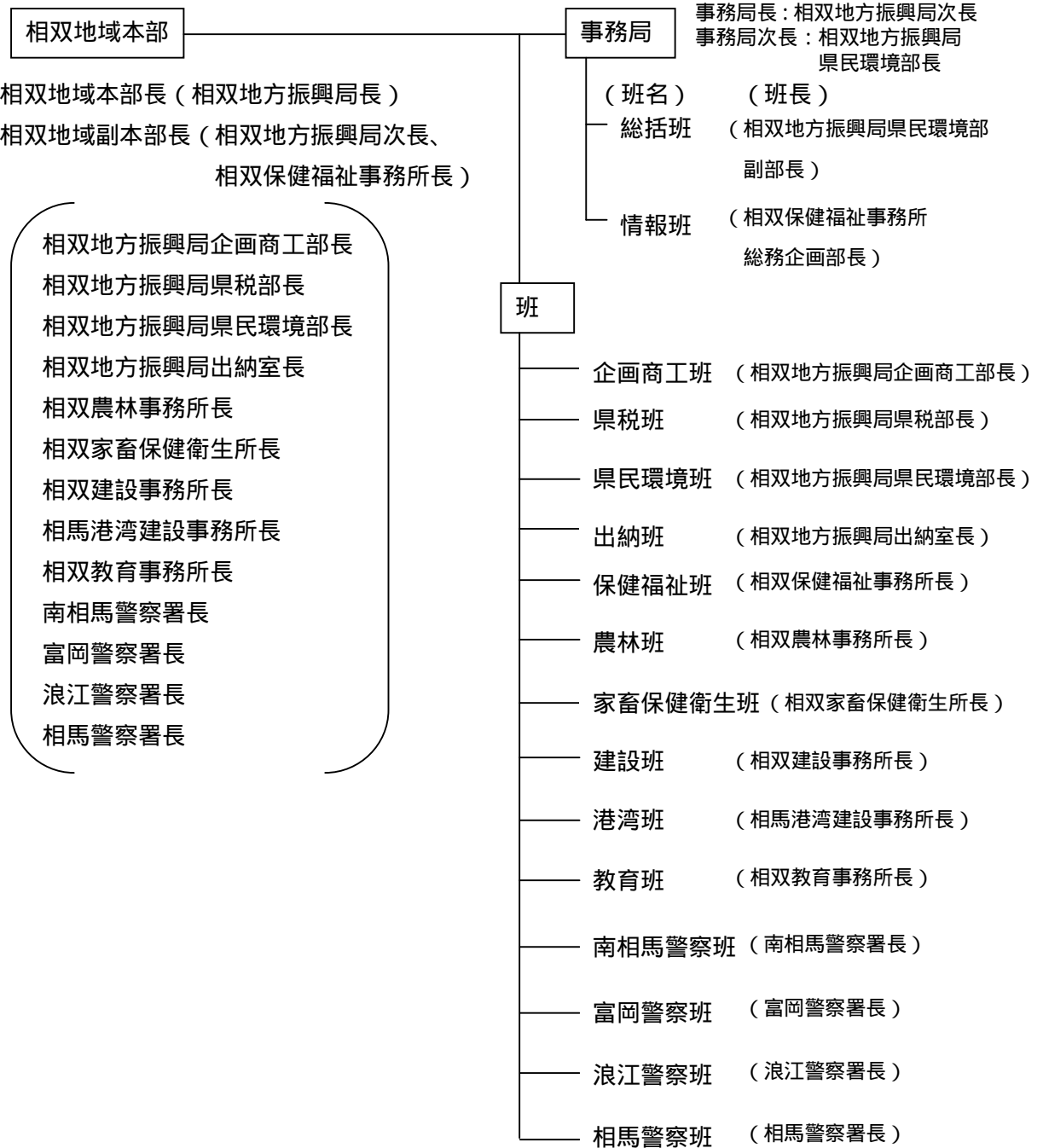
なお、相双地域副本部長は、必要があると認めるときは、各班に対し、各班の事務分掌に関わらず他班の行う事務を支援することを命ずることができるものとする。

## 第5 その他

この要綱は平成21年5月11日から施行する。

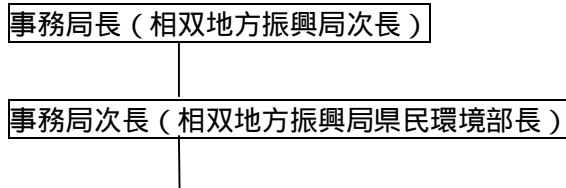
この要綱は平成21年6月9日から施行する。

(別表1) 相双地域本部の組織体制



(別表2) 相双地域本部の事務分掌

1 事務局



班名	事務分掌
総括班 班長：県民環境部副部長 班員： 企画商工部 1名 県民環境部 2名 保健福祉事務所 2名 農林事務所 1名 建設事務所 1名 教育事務所 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域本部室の確保及び設置に関すること</li> <li>・ 県新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 地域本部における会議の運営に関すること</li> <li>・ 本部長の補佐に関すること</li> <li>・ 各班との連絡調整に関すること</li> <li>・ 管内市町村、消防本部、その他公共機関との連絡調整及び情報提供に関すること</li> <li>・ 管内市町村の支援についての調整に関すること</li> </ul>
情報班 班長：保健福祉事務所 総務企画部長 班員： 企画商工部 1名 県民環境部 1名 保健福祉事務所 1名 農林事務所 1名 建設事務所 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域本部における会議の記録に関すること</li> <li>・ 感染情報の収集及び集計に関すること</li> <li>・ 本部及び各班への情報提供に関すること</li> <li>・ 生活情報の収集に関すること</li> <li>・ 関係機関に対する情報提供に関すること</li> <li>・ 県民等からの問い合わせに対する対応に関すること</li> <li>・ その他情報及び記録の整理及び保存に関すること</li> </ul>

2 班

班名	事務分掌
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の行政機能の維持に関すること (業務継続計画)</li> <li>・ 職員の感染予防、まん延の防止に関すること</li> <li>・ 市町村の支援に関すること</li> <li>・ 社会機能の維持に関連する事業者の支援に関すること</li> <li>・ 事業者に対する事業活動自粛に関すること</li> <li>・ 会議、イベント等の自粛に関すること</li> <li>・ 情報の収集及び提供に関すること</li> </ul>

企画商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動の維持・復旧のための支援に関する事</li> <li>・観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関する事</li> </ul>
県税班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相双地域本部長から特に命じられた他班業務の支援に関する事</li> </ul>
県民環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関（電車・バス）に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供に関する事</li> <li>・海外渡航者に対する情報提供に関する事</li> <li>・廃棄物の処理に関する事</li> <li>・物価対策の連絡調整に関する事</li> <li>・生活必需品の流通機能の維持に関する事</li> <li>・救急搬送体制の確保に関する事</li> </ul>
出納班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納機能の確保に関する事</li> <li>・相双地域本部長から特に命じられた他班業務の支援に関する事</li> </ul>
保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関する事</li> <li>・新型インフルエンザの検体の検査に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ患者及び接触者の調査、医療提供に関する事</li> <li>・新型インフルエンザワクチンの予防接種に関する事</li> <li>・医療施設・福祉施設等に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事</li> <li>・医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関する事</li> <li>・社会的弱者への支援に関する事</li> </ul>
農林班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要食糧品の流通機能の維持に関する事</li> <li>・農林水産物の安定供給に関する事</li> <li>・事業別組合等に対する事業活動の自粛要請に関する事</li> </ul>
家畜保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の疾病調査、病性鑑定及び診療に関する事</li> </ul>
建設班 港湾班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設に対する感染予防及びまん延防止の支援に関する事</li> </ul>
教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係施設の活動自粛や一時休館に関する事</li> <li>・教育機関における感染予防、まん延防止に関する事</li> </ul>
警察班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫措置・水際対策・医療機関の支援及びその他必要な活動に関する事</li> </ul>

各班には事務局との連絡調整にあたる責任者として情報連絡員を置くものとする。  
 その他各班の人数や体制については、各班長が必要に応じて判断するものとする。